

平成26年4月から

産前産後休業期間中の 保険料免除が始まります

次世代の育成支援のために、現行の育児休業中の保険料免除に加えて、産休期間中（産前42日（多胎妊娠は98日）、産後56日）の保険料についても、産前産後休業（産休）を取得した方は育児休業と同じように保険料免除などを受けることができます。

産前産後休業期間の保険料免除

- ・免除対象者は …… 平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了となる方
- ・免除対象保険料は …… 平成26年4月分以降の保険料
- ・免除対象期間は …… 産前42日（多胎妊娠98日）、産後56日のうち妊娠・出産を理由として労務に従事しなかった期間

手続き

事業主の方は『産前産後休業取得者申出書』を提出してください。
詳細は“手続き例”をご参照ください。

産前産後休業を終了した際の標準報酬の改定

- ・対象者は …… 平成26年4月1日以降に産前産後休業が終了となる方
- ・産休終了時改定は …… 産休終了後報酬が下がった場合は、終了日の翌日の月以後3ヵ月間の報酬の平均額に基づき、その翌月から新しい標準報酬月額に改定します。

手続き

被保険者の方（事業主経由）は『産前産後休業終了時報酬月額変更届』を提出してください。
産休を終了した日の翌日に引き続いて育児休業を開始した場合は提出できません。

【参考（年金関係）】

産前産後休業を開始したときの標準報酬月額特例措置の終了

- ・3歳未満の子の養育期間にかかる標準報酬月額の特例措置（年金額の計算時に、下回る前の標準報酬月額を養育期間中の標準報酬月額とみなす）は、つぎの子の産前産後休業期間中の保険料免除を開始したときに終了となります。
〔『養育期間標準報酬月額特例終了届』の提出は不要です。〕

イメージ

青い太線()は、標準報酬月額の高さを表しています。
青い破線(…)は、年金給付額算定上の標準報酬月額の高さを表しています。

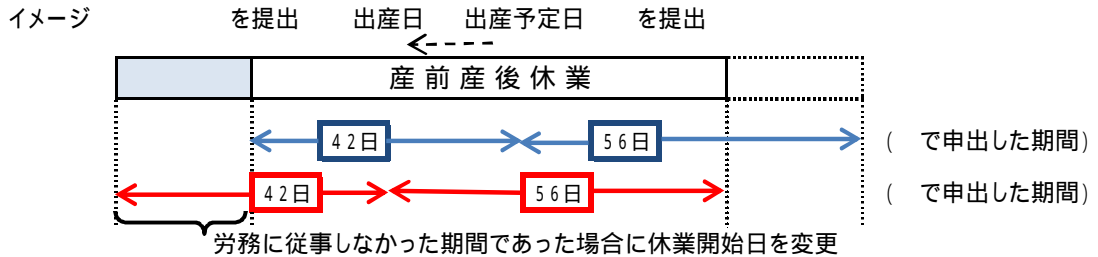
休業等	育児休業(第1子)	就業(3歳未満の第1子を養育)	産前産後休業(第2子)
標準報酬月額	保険料免除	育児休業等終了時改定 下回る前の報酬月額とみなす	特例措置の終了 保険料免除
		実際の給与額	

産前産後休業期間中の保険料免除の手続き例

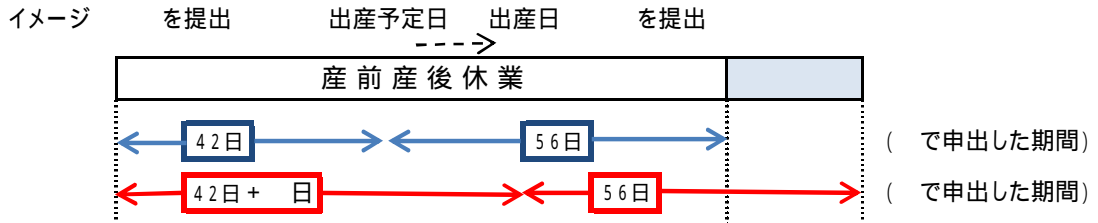
『産前産後休業取得者申出書』は、産前産後休業期間中に提出してください。

『出産前』に産休期間中の保険料免除を申し出した場合

- ケース1** 出産予定日より **前** に出産したとき
産前休業開始後に「産前産後休業取得者申出書」を提出。
出産後に「産前産後休業取得者変更(終了)届」の提出が必要。



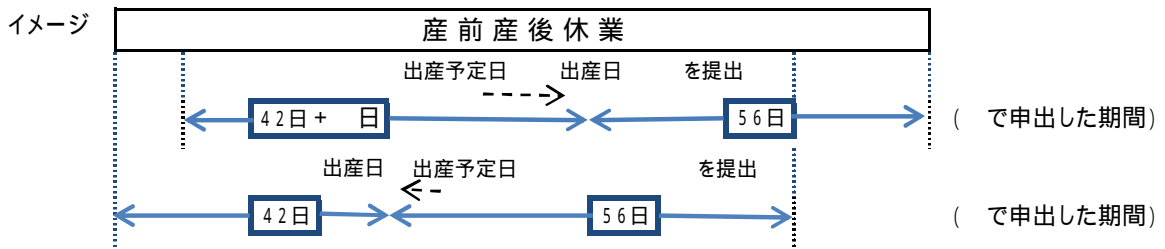
- ケース2** 出産予定日より **後** に出産したとき
産前休業開始後に「産前産後休業取得者申出書」を提出。
出産後に「産前産後休業取得者変更(終了)届」の提出が必要。



- ケース3** 出産予定日に出産したとき
産前休業開始後に「産前産後休業取得者申出書」を提出。
出産予定日どおりの出産は「産前産後休業取得者変更(終了)届」の提出不要。

『出産後』に産休期間中の保険料免除を申し出した場合

出産後に「産前産後休業取得者申出書」を提出。(出産予定日、出産日の両方を申出)



産休終了予定年月日の前までに産休を終了した場合

当初申し出した産休終了年月日より前に産休を終了した場合は、「産前産後休業取得者変更(終了)届」により終了日を届出。(終了予定日どおりに終了した場合は届出不要)

